

長泉町に関する介護支援専門員の皆様へのお願い
(区分変更申請を検討する際、ご確認いただきたい事項)

現在、長泉町では、新規・更新ともに要介護認定申請の件数が増加しており、申請窓口業務・認定調査業務体制の見直しを図っております。その一環として介護支援専門員の皆様に、要介護・要支援認定の区分変更申請について、以下のとおり、ご理解・ご協力いただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【区分変更申請の考え方(例)】

新規・更新申請後に要介護認定されたが、アセスメントの結果、その介護度ではこれまで使っていた・これから使いたい介護サービスの量が、区分支給限度額内に納まらない場合等。

【区分変更申請を検討する際に、確認いただきたい事項・提出書類】

①使いたいサービス量を入れた利用票等で、現状の介護度でどの程度限度額超過が出るのかを、ご本人・ご家族にご説明ください。

⇒「これくらいの限度額超過分なら、何とか払える」「限度額超過分は介護保険以外のサービスで代替可能」ということなら、区分変更申請はしなくても構いません。

②訪問調査内容を開示請求し、調査項目と現状にどの程度相違があるかを確認してください。

⇒相違(調査時は「歩ける」だったが、今は「歩けない」等)、主に悪くなっている部分があまりなければ実状は調査時と変わらないということになり、申請しないことも視野に入るかもしれません。

③可能な限り、1次判定シミュレータ(ネットで多種の提供あり)等を入力し、1次判定が変わりそうかを確認し、**区分変更時に提出してください。**

⇒1次判定が変わらない場合は、区分変更手続きをしても結果が変わらない可能性があることをご本人・ご家族に説明し、再度ご相談ください。

(入院等により1次判定シミュレータができない場合は、対象者状況を医療機関職員等から聴取し、「一次判定シミュレーションが不可の場合のチェックリスト」)を記入・提出してください。

④①～③を確認後、1次判定の変更が見込まれ、区分変更申請をする際は、長寿介護課に状況等をお伝えください。

⇒●区分変更申請の際は、1次判定シミュレータの結果等をご提示(紙、スマホ画面提示等)くださいようお願いします。

●調査結果と1次判定シミュレータの結果等との相違を窓口にてご説明ください。

「ADL が低下したから」「病院に言わされたから」等の抽象的な理由ではなく、調査項目と現状に相違がある項目等、具体的にご説明ください。(～や～の項目は調査時より悪くなっている、そこを見直すと1次判定が～から～に変わる可能性がある等)

●区分変更後にどうしたいかを、具体的にご説明ください。

(サービスを新たに増やしたい・サービスの利用回数を増やしたい等)

お手数をおかけし大変恐縮ですが、より適正な介護保険業務について、皆様のご理解・ご協力を
お願いいたします。不明な点などありましたらお問い合わせください。

問い合わせ先 長泉町長寿介護課:055-989-5511